

令和7年度 浜松市小児慢性特定疾病審査会会議次第

日時 令和8年1月22日(木)
午後7時00分～8時00分
場所 浜松市保健所 22会議室

- 1 開会

- 2 健康福祉部医療担当部長あいさつ

- 3 議題
 - (1) 令和7年度上半期実績報告

 - (2) 審査の実施に係る確認事項について
 - ① 担当疾患群の確認・調整
 - ② 審査の流れ及び取り決めについて

 - (3) その他

- 4 閉会

浜松市小児慢性特定疾病審査会 委員名簿

役職名	氏名	所属・職名	備考
会長	みやいり いさお 宮 入 烈	浜松医科大学 (小児科 教授)	
職務代理	よこた たくや 横田 卓也	浜松市医師会 (よこたこどもクリニック)	
委員	いしかわ たかみち 石川 貴 充	浜松医科大学 (小児科 准教授)	
委員	おおる よういちろう 大呂 陽 一 郎	聖隷浜松病院 (小児科 部長)	
委員	みやもと たけし 宮 本 健	浜松医療センター (小児科 部長)	

(五十音順)

任期：令和7年1月1日から令和8年12月31日

議題（１）令和7年度上半期実績報告

① 小児慢性特定疾病 疾患群別内訳

(単位：件)

疾患群	R5		R6		R7	
	新規	継続	新規	継続	新規 (上半期)	継続
01 悪性新生物	7	98	15	91	14	92
02 慢性腎疾患	10	42	13	43	7	43
03 慢性呼吸器疾患	11	20	8	24	2	21
04 慢性心疾患	19	102	16	105	10	108
05 内分泌疾患	12	93	14	88	6	91
06 膠原病	6	31	14	32	3	38
07 糖尿病	13	40	6	52	5	57
08 先天性代謝異常	4	15	1	18	0	17
09 血友病等血液疾患	5	11	0	11	2	9
10 免疫疾患	1	5	1	6	0	6
11 神経・筋疾患	8	99	17	92	11	106
12 慢性消化器疾患	10	48	13	53	9	60
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	5	27	1	28	0	24
14 皮膚疾患	0	6	0	6	0	4
15 骨系統疾患	2	14	1	15	1	13
16 脈管系疾患	3	1	0	3	0	2
承認件数	116	652	120	667	70	691
不承認件数	2	8	1	11	0	8

【承認期間】 新規：（4月1日～6月30日申請の場合）

申請日または疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等～令和7年9月30日
（7月1日以降申請の場合）

申請日または疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等～令和8年9月30日

更新： 令和7年10月1日～令和8年9月30日

② 指定医

1. 浜松市小児慢性特定疾病指定医数

(単位：人)

	令和5年10月1日	令和6年10月1日	令和7年10月1日
市内指定医	276	278	273
(再) 専門医資格者	264	267	264
(再) 研修受講者	12	11	9

③ 指定医療機関

1. 浜松市小児慢性特定疾病指定医療機関数

(単位：機関)

	令和5年10月1日	令和6年10月1日	令和7年10月1日
病院・診療所	92	100	103
薬局	359	362	356
訪問看護ステーション	39	42	47

④ 小児慢性特定疾病児等自立支援事業の実施状況について

1. 相談対応方法

随時の相談希望者の対応及び、新規・更新申請書のアンケート欄に「心配なことがある」または「相談希望がある」と記載した申請者に対し、相談員から電話かけを実施している。

2. 相談対応状況

(1) 対象児所属

(単位：件)

	R5		R6		R7上半期	
	延	(実)	延	(実)	延	(実)
未就園	20	(20)	17	(16)	14	(14)
就園	13	(13)	3	(3)	2	(2)
小学校	11	(11)	11	(11)	5	(4)
中学校	4	(4)	8	(8)	6	(6)
高等学校	31	(8)	25	(13)	5	(5)
大学・専門学校	0	(0)	0	(0)	1	(1)
その他	2	(2)	0	(0)	3	(3)
不明	3	(3)	1	(1)	0	(0)
計	84	(61)	65	(52)	36	(35)

- ・ 実件数で見ると、「未就園」が多い。
- ・ 「その他」には自宅療養中、就職活動中、福祉サービス利用中が含まれる。
- ・ 「未就園児」には、相談希望はないが、虐待等のリスクを考え地区担当保健師に情報提供、支援状況の確認を行ったケースが含まれる。

(2) 対象児疾患

(単位：件)

	R5		R6		R7上半期	
	延	(実)	延	(実)	延	(実)
01 悪性新生物	4	(4)	4	(4)	6	(5)
02 慢性腎疾患	3	(3)	6	(6)	2	(2)
03 慢性呼吸器疾患	8	(8)	3	(3)	2	(2)
04 慢性心疾患	9	(9)	5	(5)	6	(6)
05 内分泌疾患	4	(4)	4	(4)	2	(2)
06 膠原病	1	(1)	2	(2)	2	(2)
07 糖尿病	30	(7)	19	(6)	4	(4)
08 先天性代謝異常	2	(2)	2	(2)	0	(0)
09 血友病等血液疾患	3	(3)	3	(3)	2	(2)
10 免疫疾患	1	(1)	0	(0)	1	(1)
11 神経・筋疾患	9	(9)	7	(7)	5	(5)
12 慢性消化器疾患	5	(5)	8	(8)	3	(3)
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	(2)	0	(0)	0	(0)
14 皮膚疾患	0	(0)	1	(1)	0	(0)
15 骨系統疾患	1	(1)	0	(0)	1	(1)
16 脈管系疾患	2	(2)	1	(1)	0	(0)
計	84	(61)	65	(52)	36	(35)

- ・ 「01悪性新生物」「04慢性心疾患」の相談が多い。

(3) 相談内容 (複数回答)

(単位：延件)

	R5	R6	R7上半期
医療	4	5	13
食事	6	3	4
発育・発達	10	6	11
福祉制度	20	21	8
就園・就学	12	9	9
園・学校生活	28	21	14
就労	3	3	6
その他	16	12	0
計	99	80	65

- ・「園・学校生活」が最も多く、次いで「医療」が多い。
- ・「医療」は、「発育・発達」と合わせて、治療や服薬の影響についての不安が多く聞かれた。
- ・「園・学校生活」は、治療や体調の配慮をしながら学校生活を送る事に対して、本人の葛藤する気持ち、親の不安や負担が聞かれた。
- ・「福祉制度」は小慢の制度の案内、難病の制度、家族会の情報提供等の情報を求めている。

(4) 顛末

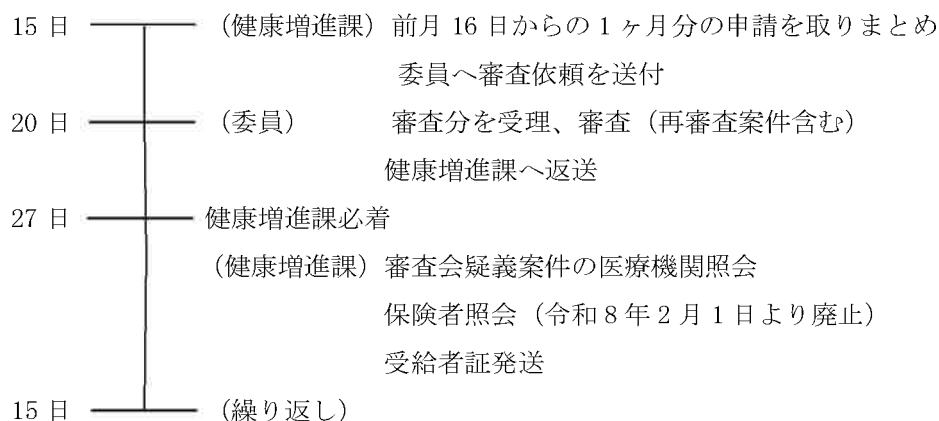
(単位：件)

	R5	R6	R7上半期
傾聴・助言	58	47	21
情報提供	12	4	1
他機関紹介・連絡	2	5	1
地区担当継続支援	12	9	13
その他	0	0	0
計	84	65	36

- ・「傾聴・助言」が最も多い。不安や心配の受け止め、頑張りへのねぎらい対応が中心。
- ・「情報提供」は医療費・福祉制度、患者会や家族会の案内。
- ・「他機関紹介・連絡」は、保育園担当課や教育委員会。
- ・「地区担当継続支援」は出生時の医療機関からの連絡、赤ちゃん訪問、健診等ですでに地区担当保健師がフォローに入っている方が多く、情報提供を行う。

② 審査の流れ及び取り決めについて

1. 新規審査（毎月）



【審査員】

- 小児慢性特定疾病医療費に係る審査は、小児慢性特定疾病審査会委員が行い、審査分担は小児慢性特定疾病審査会において決定する。

【業務手順】

- 市は委員に対して、毎月 20 日までに、医療意見書等審査必要書類及び小児慢性特定疾病医療判定書（以下「判定書」）を E-mail にて送付する。
（事務局にて氏名・病院名・医師名はマスキングした上送付する）
- 委員は、意見書により事業の対象として適当か否かを審査判定し、その結果を判定書に記入する。
- 判定書にて委員より疑義指摘された場合は、原則として、医療機関へ情報の再確認をした上で翌月審査会にて担当委員により再審査を実施する。なお、再審査において委員の判定が一致しない場合は会長の指示によるものとする。
- 再審査にて委員により不承認が指摘された案件については、会長に最終確認の上、不承認を決定するものとする。
- 委員は、判定書を毎月 27 日までに市へ送付する。
（毎月 20 日・27 日が閉庁日の場合、別途事務局より通知するものとする。）
- 審査のために使用した意見書については、委員において適切に対処するものとする。

2. 継続審査（年 1 回）

- 各年 10 月 1 日からの継続利用者については、事務局にて対象基準により一次審査を実施。その際、審査困難な案件や不承認が疑われる案件等を事務局が抜粋し、各担当委員へ審査を依頼することとする。なお、継続利用者に限定した審査を以下のとおり予定し、以降は例月の審査会にて依頼する。

<更新スケジュール（予定）>

- 5 月下旬 継続対象者へ案内通知及び必要書類送付
- 6 月中旬より 更新申請受付開始
- 7 月上旬 受付締め切り（9 月末日発送可能分）
- 8 月上旬 委員へ審査依頼
- 9 月中旬より 順次受給者証発送

議題（３）その他

①受給者証の様式変更について（資料１）

マイナ保険証移行に伴い、医療機関にて医療保険資格情報の確認ができるようになりました。現在は、受給者証上に医療保険における所得区分（適用区分）の記載をしておりますが、国通知（厚生労働省事務連絡令和7年11月18日）により、令和8年2月1日より、受給者証への所得区分（適用区分）・被保険者の記号及び番号の記載を廃止とします。

そのため、今後は指定医療機関において、オンライン資格確認等で所得区分（適用区分）の確認をお願いいたします。なお、令和8年1月16日付で指定医療機関宛に通知を発出しております。

浜 健 健 第 1107 号
令和 8 年 1 月 16 日

児童福祉法に基づく指定医療機関の長 様
(小児慢性特定疾病医療指定医療機関の長 様)

浜松市長 中野 祐介
(公 印 省 略)

受給者証への被保険者の記号及び番号、所得区分（適用区分）の記載廃止について

日頃、本市の保健行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件について医療保険における所得区分（適用区分）（以下「所得区分」という。）が指定医療機関においてはオンライン資格確認により患者の所得区分を確認することができるようになっている状況を踏まえ、受給者証への被保険者の記号及び番号、所得区分の記載を廃止いたしますので、指定医療機関においては次の方法により確認をお願いいたします。

記

- 1 スケジュール（予定）について
令和 8 年 2 月 1 日以降発送分から廃止することを予定しております。
- 2 保険者照会廃止後の所得区分の確認方法について
指定医療機関においては次の方法により所得区分の確認をお願いします。
 - (1) オンライン資格確認又は限度額適用認定証等により所得区分の確認ができる指定医療機関
 - ①マイナ保険証の場合
患者がマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込。
 - ②資格確認書の場合
患者が資格確認書を提示し、指定医療機関が記号番号等を入力することで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込。このとき、限度額所得区分情報の提供について患者から同意を取得する必要があります。
 - ③限度額適用認定証等の提示を受ける場合
限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

(2) 所得区分の確認ができない指定医療機関（オンライン資格確認等システム未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が限度額所得区分情報の提供に不同意の場合や患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等）以下のとおり取り扱いをお願いします。また、この取り扱いに伴う高額療養費の給付額の事後調整は行わないことといたします。

①70歳未満の者 所得区分ウ：80,100円＋(医療費－267,000円)×1%

②70歳以上の者（入院療養）（ただし、④の者を除く。） 所得区分一般：57,600円

③70歳以上の者（外来療養）（ただし、④の者を除く。） 所得区分一般：18,000円

④70歳以上の現役並み所得者 所得区分ア：252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%

※金額については現時点のものであるため、今後、高額療養費の基準が見直された場合は置き換えてご対応ください。

※①については、レセプトの「特記事項」欄へは記載しない。なお、②③④については、「特記事項」へ記載する必要がある。

※②③の「所得区分一般」とは、レセプト記載要領に基づき、後期高齢者医療を除く70歳以上の者（2割負担）は「所得区分エ」、後期高齢者医療被保険者（2割負担）は「所得区分カ」、後期高齢者医療被保険者（1割負担）は「所得区分キ」を指す。

※④は、高齢受給者証等の提示により、指定医療機関において、現役並み所得者であることが確認できた場合。

3 小児慢性特定疾病医療費証明書の対応について

国の通知に伴い保険者照会の事務が廃止され、当市において所得区分の確認ができなくなるため、償還払い等の際必要な所得区分を小児慢性特定疾病医療費証明書に記載欄を設けましたので必ず記載をお願いします。

浜松市健康福祉部健康増進課

難病支援グループ 小児慢性特定疾病担当

電話：053-453-6116

E-mail:kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp